

# 令和2年度

## 第2回芽室町環境審議会議案

日 時 令和2年12月24日(木)午後3時30分

場 所 芽室町中央公民館 2階講堂

- 1 開 会
- 2 委 嘱 状 交 付
- 3 会 長 お よ び 副 会 長 互 選 に つ い て
- 4 会 長 挨 拶
- 5 説 明 事 項
  - ・ 環 境 審 議 会 の 役 割 等 に つ い て
- 6 審 議 事 項
  - ・ 芽 室 町 ご み 処 理 基 本 計 画 ( 原 案 ) に つ い て
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

# 芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和2年11月1日～令和4年10月31日

構成区分	氏名	推薦団体等	役職等
一般公募	阿部 浩		
〃	佐藤 三千子		
〃	森住 麻友美		
〃	砂金 新一		
学識経験者	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
〃	福間 智子	芽室高等学校	指導実習助手
〃	臼木 一英	北海道農業研究センター芽室 研究拠点	スマート農業コ ーディネーター
関係団体代表者	高橋 好明	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	大橋 一博	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部長
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	業務課長
〃	塚本 元一	日本甜菜製糖(株) 芽室製糖所	工務課課長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰(株)	工場長
〃	高井 宏司	市街地町内会連合会	事務局長

## 環境審議会の役割等について

### ■環境審議会の役割

環境審議会は、環境基本法およびクリーンめむろ環境基本計画に基づく組織で、次のことについて行います。

- 町長の諮問に応じ、恵まれた自然環境との共生に関する基本的事項を調査・審議する。
- 必要に応じて、町長に対し助言や提言する。

### ■環境審議会の構成員

- ・ 関係団体を代表する方
- ・ 学識経験を有する方
- ・ 環境保全に関心の高い方

### ■環境審議会の審議事項（過去の審査内容等）

- ・ 環境調査実施結果について
- ・ 芽室町が行う環境に関する施策について（評価等）
- ・ 環境に関連する計画等について

### ■環境審議会の開催数

通常年2回程度を予定（計画策定等を行う年度は、開催数が増えることもあります）

### ■環境審議会委員の任期

委嘱の日から2年間

## 関係法令等

### ■環境基本法(抜粋)

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

### ■クリーンめむろ環境基本条例(抜粋)

#### 第3章 環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、芽室町環境審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、恵まれた自然環境との共生に関する基本的事項を調査審議するとともに、必要に応じて、町長に対し助言や提言することができます。
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。
  - (1) 関係団体を代表する者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 環境保全に関心の高い者
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。
- 5 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とします。

## ■クリーンめむろ環境基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーンめむろ環境基本条例（平成16年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができます。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができます。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たります。

4 部会長は、部会の事務を掌理します。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、住民生活課で処理します。

(委任)

第7条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

# 第1編

## 芽室町ごみ処理基本計画 原案

# 第1章 芽室町ごみ処理基本計画の考え方

## 1 計画策定の目的

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、各種法令の整備を行い、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会の構築を目指してきました。また、平成30年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ライフサイクル全体での資源循環の徹底を目指すことなど、持続可能な社会づくりへの総合的な取組を示しています。

さらに、令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」を制定し、その重点戦略の1つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととしました。

加えて、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組を進めるなど大きく状況が変化している状況にあります。

また、北海道においては、令和2年3月に「第5次北海道廃棄物処理計画」を策定し、国の方針等を踏まえながら、新たな施策等を推進しています。

芽室町は、平成15年4月からごみ有料化を開始し、同時に資源ごみの分別排出もスタートさせ、ごみの減量化・資源化・適正処理に取り組みながら現在に至っています。

平成23年3月には「芽室町ごみ処理基本計画」を策定し、廃棄物抑制と適正な処理の実現に向け、町民・事業者・町がそれぞれの役割を担いながら、資源循環型社会実現に向けたまちづくりに取り組んできました。計画で定めた目標値には達していないものの、町民の皆さんの取組等により、中間処理場での資源ごみリサイクル状況は、搬入する他自治体の中でも上位に位置付ける良い状況を維持しているところです。

これらの状況等を踏まえ、少子高齢化に伴う人口減少や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、社会経済情勢等の変化も捉えながら、今後取り組む施策の方向を示し、ごみなどを安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、循環型社会を実現することを目的に策定するものです。

## 2 対象となる地域

本計画の対象地域は、芽室町全域とします。

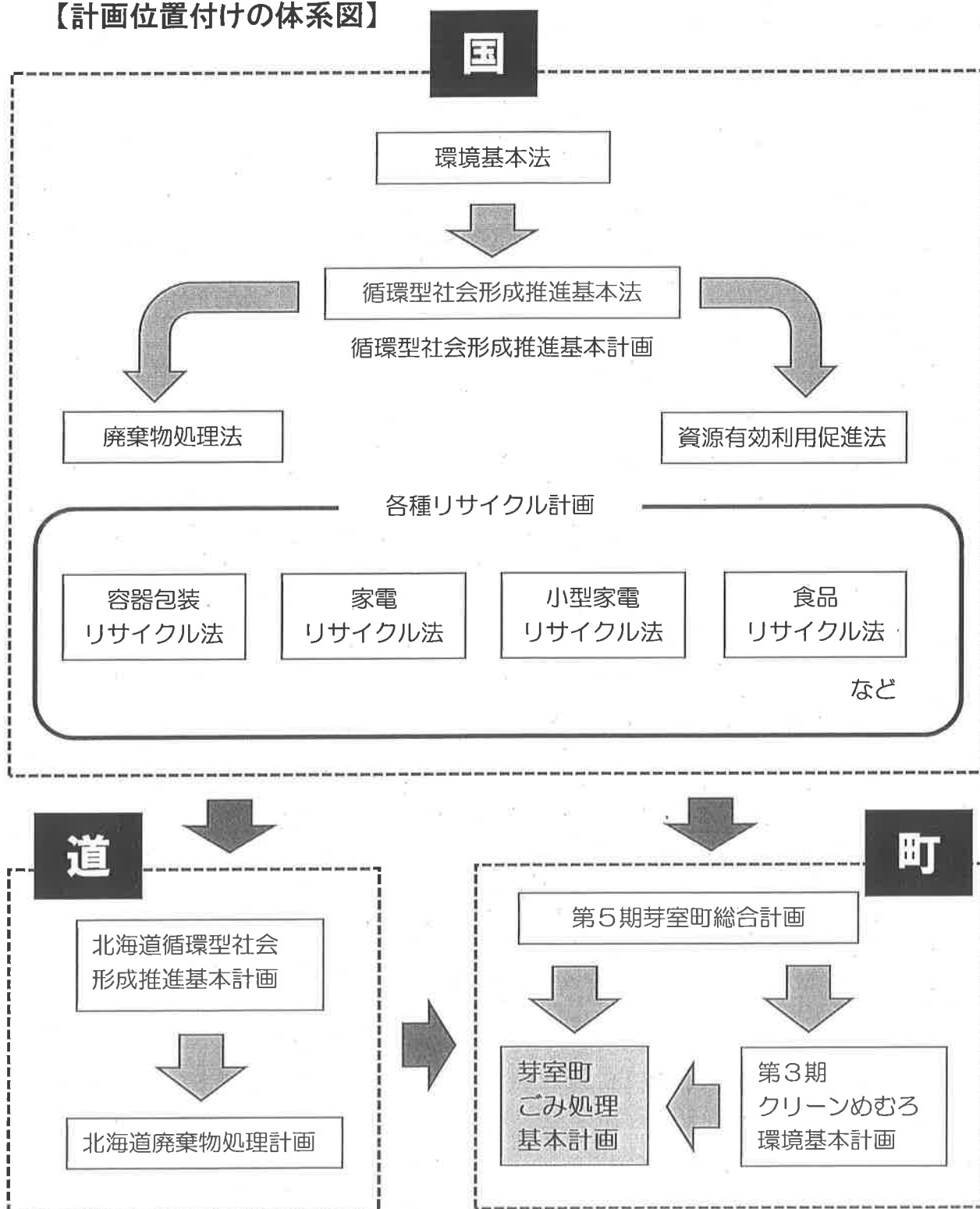
## 3 生活排水処理計画との統合

現在、芽室町では一般廃棄物処理基本計画である「芽室町ごみ処理基本計画」と、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画である「芽室町生活排水処理計画」をそれぞれに策定しています。しかし、し尿及び浄化槽汚泥は、ごみと同様に一般廃棄物としての位置付けであり、処理計画を策定する根拠法令についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項と、本町が定める「芽室町ごみ処理基本計画」と同じであることから、双方の計画を本町の一般廃棄物処理基本計画として、今回の計画策定と併せて統合します。

#### 4 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理の長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画として策定するもので、一般廃棄物処理に関する分野計画として「第5期芽室町総合計画」の実施計画として、「第3期クリーンめむろ環境基本計画」等との整合性を図りながら定めるものです。

【計画位置付けの体系図】

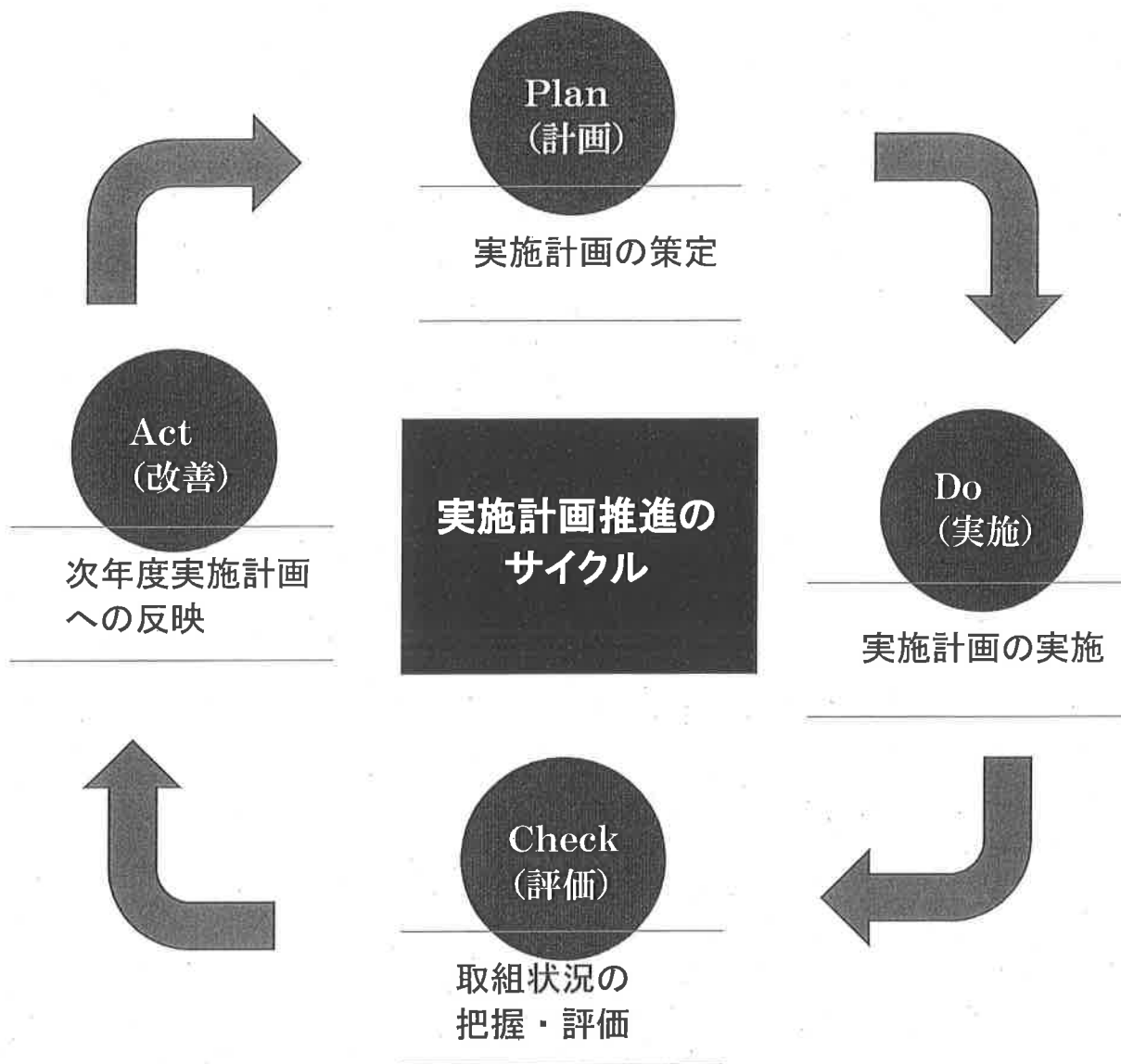




## 5 計画の推進

本計画を推進するため、毎年度「実施計画」を策定します。

実施計画に基づく取組の実施後にその業績や成果を把握・検証し、その結果を翌年度の実施計画に反映させます。このPDCAサイクルによるマネジメントを繰り返しながら取組を実施します。



## 6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、計画期間において社会状況の変化などにより、一般廃棄物の処理にかかわる状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

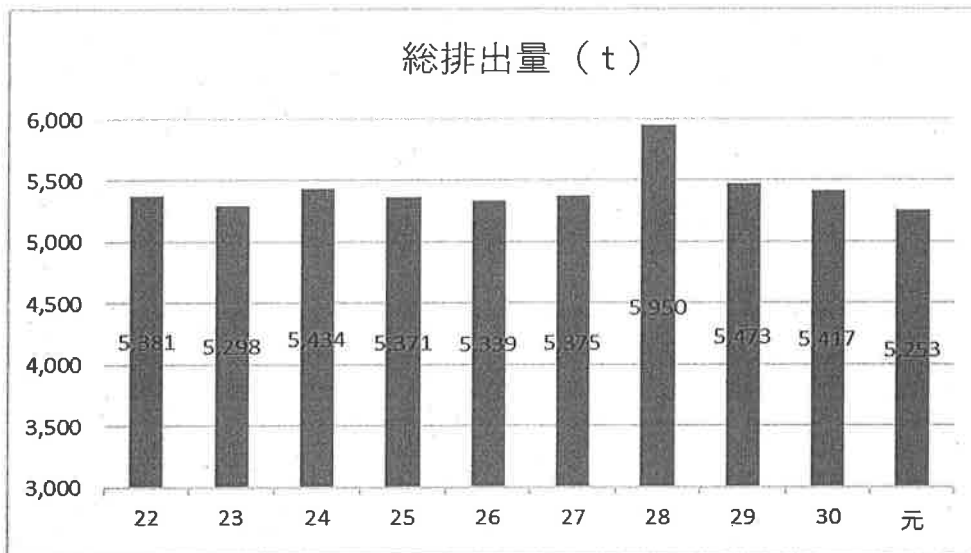
## 第2章 ごみ処理の現状分析

### 1 ごみの排出量・リサイクル率などの現状

#### (1) ごみの総排出量の推移

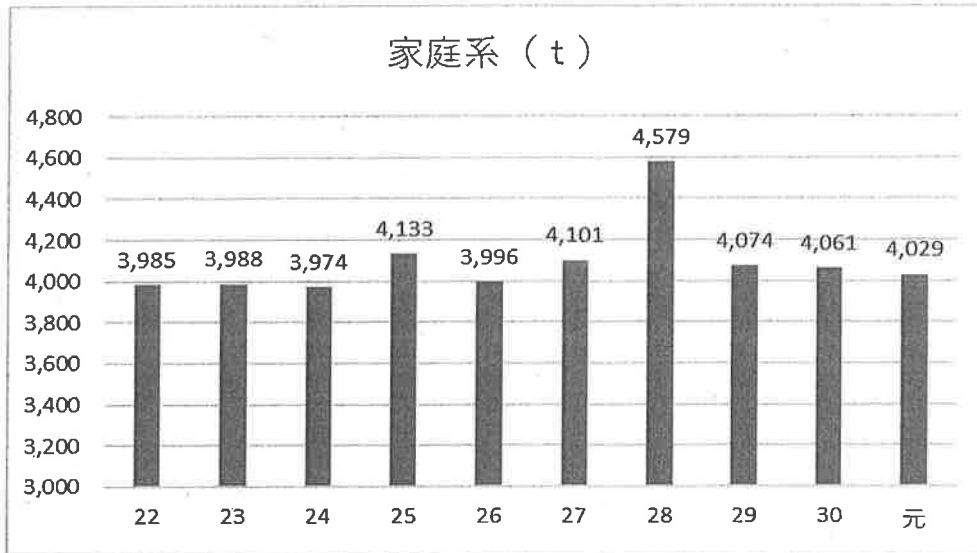
令和元年度のごみの総排出量は5,253トンとなり、第2期ごみ処理基本計画開始当初の平成22年度と比べて128トン(2.4%)減少し、過去10年間で最も少ない排出量となっています。

過去10年間では、平成28年度は災害の影響により5,950トンと最も多く、6,000トンに近い排出量でしたが、それ以外は5,200トンから5,400トンの間で増減を繰り返しながら推移している状況です。



## (2) 家庭系ごみの排出量

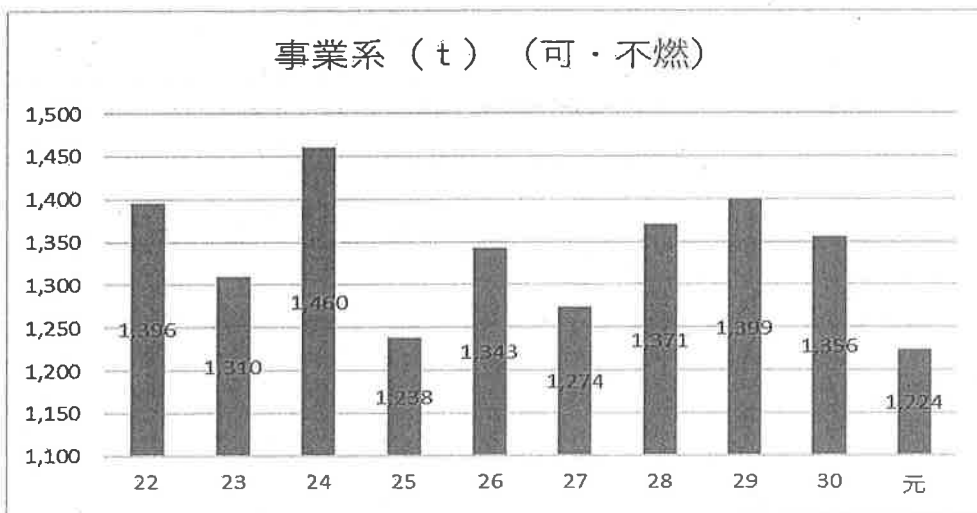
令和元年度の家庭系ごみの総排出量は4,029トンとなり、平成22年度と比べて44トン(1.1%)増加しています。過去10年間では、平成28年度が4,579トンと最も多くなっていますが、平成22年度から24年度にかけては3,900トン台だったのに対し、直近3年間の排出量は4,000トン台で推移している状況です。



## (3) 事業系ごみの排出量

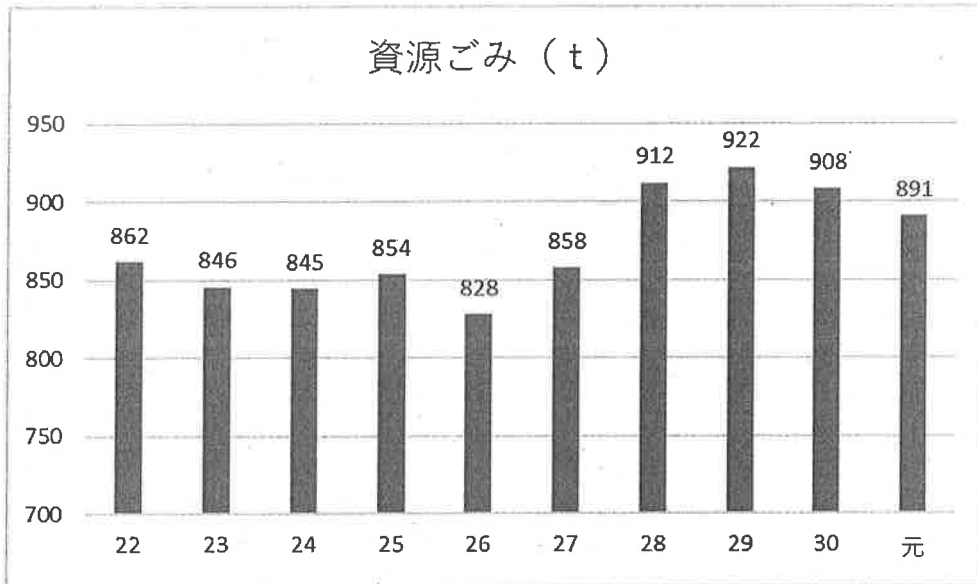
令和元年度の事業系ごみの総排出量は1,224トンとなり、平成22年度と比べて172トン(12.3%)減少し、過去10年間で最も少ない排出量となっています。

過去10年間では、平成27年度までは減少傾向でしたが、平成28年度から平成30年度までは1,300トン台で推移していました。令和元年度は平成30年度と比較しても大きく減少しており、本町のごみ総排出量が過去10年間で最も少なかったのも事業系ごみが大きく減少したことが要因となっています。



#### (4) 資源ごみの排出量

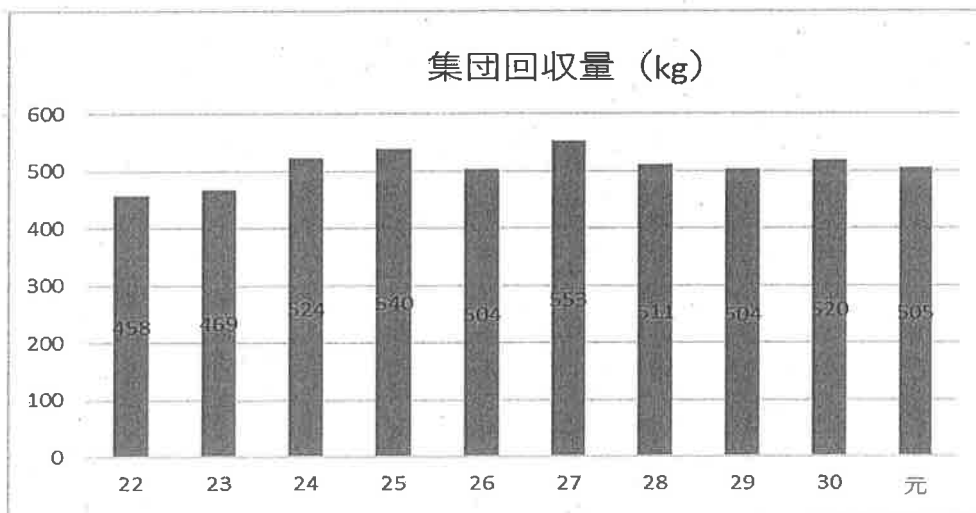
令和元年度の資源ごみの総排出量は891トンとなり、平成22年度と比べて29トン(3.4%)増加しています。ごみの量は増えていますが、一方では10年前からは資源化が進んでいる状況にあると言えます。しかし、平成29年度の922トンピークに直近2年間は減少している傾向にあります。



#### (5) 資源物集団回収量

令和元年度の集団回収量は505トンとなり、計画開始当初の平成22年度と比べて47トン(10.3%)増加しましたが、最も回収量が多かった平成27年度と比較して48トン(8.7%)減少しています。令和元年度から町内会等への助成金単価を4円から5円へと1円上げましたが、前年度と比べて回収量が増加する結果には至りませんでした。

新聞紙や雑誌以外は、過去最も多い回収量となっていることから、新聞購読者の減少や、スマートフォンやタブレットなどの普及により電子書籍を利用するなど、社会的背景も影響しているものと考えられます。



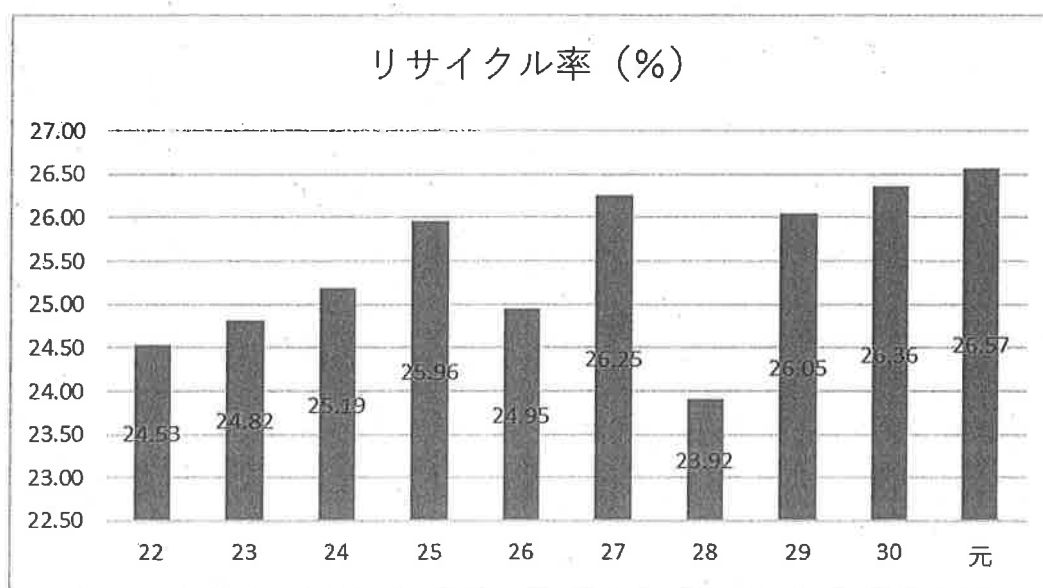
●資源物集団回収実績(平成22年度から令和元年度まで) (単位:k g)

年度	団体数	資源物の種類						合計
		空き缶	紙パック	新聞紙	雑誌	空き瓶	ダンボール	
22	70	14.10	5.97	339.26	86.57	3.78	-	449.68
23	76	14.47	6.20	354.17	89.92	4.22	-	468.98
24	76	14.86	5.83	363.02	90.01	5.34	45.28	524.34
25	78	14.31	5.39	365.04	94.49	5.50	55.64	540.37
26	79	14.84	5.29	338.04	83.63	5.10	56.90	503.80
27	81	16.40	5.93	364.92	91.04	5.83	68.49	552.61
28	79	16.56	6.02	333.86	82.16	5.87	67.12	511.59
29	78	16.53	8.06	319.62	84.23	5.53	70.59	504.56
30	78	17.30	6.59	324.24	88.56	8.29	77.43	522.41
元	75	18.34	6.00	314.73	77.88	8.45	79.72	505.12

(6) リサイクル率の推移

令和元年度のリサイクル率は26.57%となり、平成22年度と比べて2.04%増加し、過去10年間で最も高い率となっています。

直近3年間では、平成29年度から令和元年度まで26%台となっており、徐々にではありますがリサイクル率が上昇している傾向にあります。

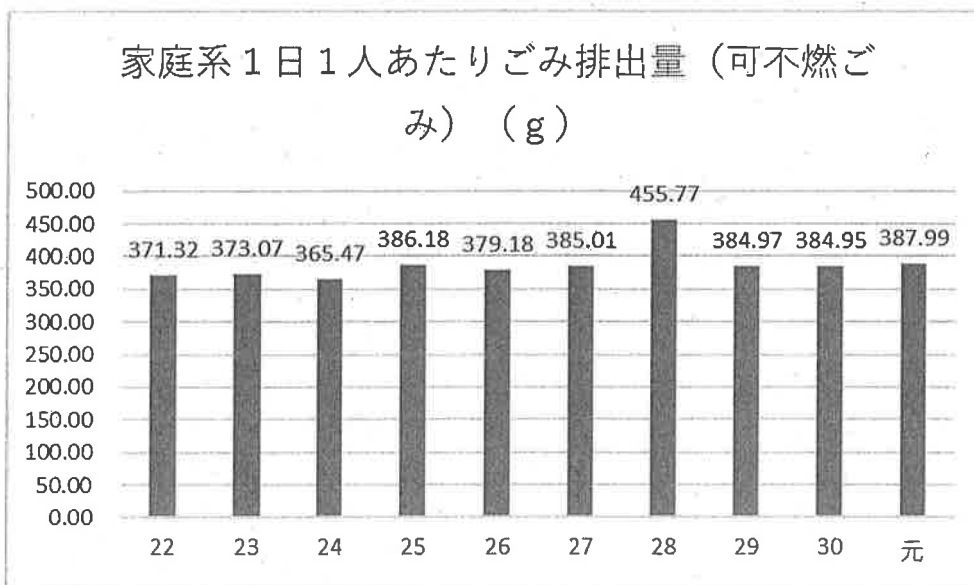
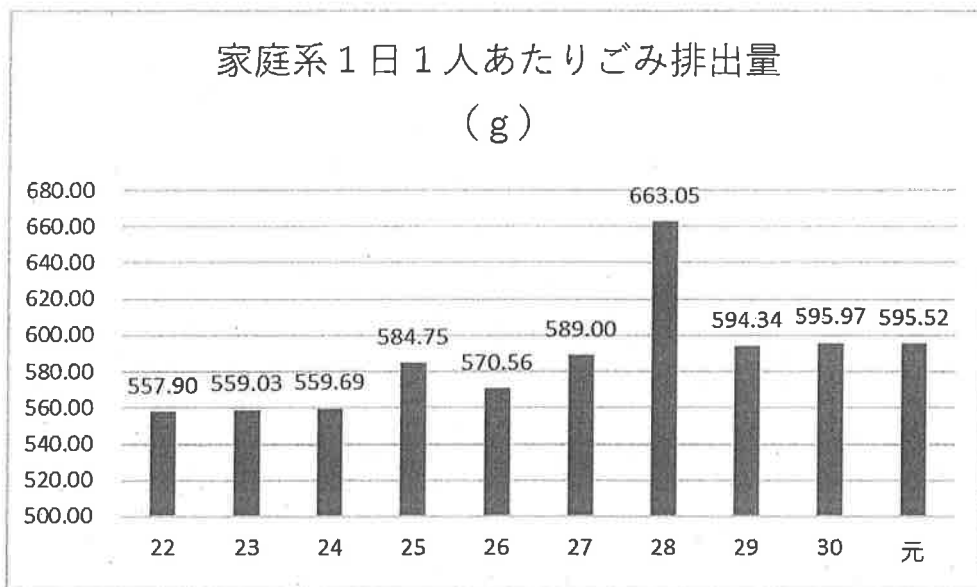


## (7) 1日1人あたりのごみ排出量

家庭系ごみにおける1日1人あたりのごみ排出量について、令和元年度は595.52gとなり、平成22年度と比べて37.62g増加しています。過去10年間において、平成22年度から3年間は550g台後半で推移していますが、災害が発生した平成28年度を除く直近5年間においては590g台で推移している現状にあります。

また、可燃・不燃ごみの1日あたりごみ排出量は、令和元年度が387.99gであり、平成22年度と比べて16.67g増加しています。

過去10年間では、370gから380g台で推移している状況であり、家庭から排出される可燃・不燃ごみ量は大きく変動していない現状にあります。

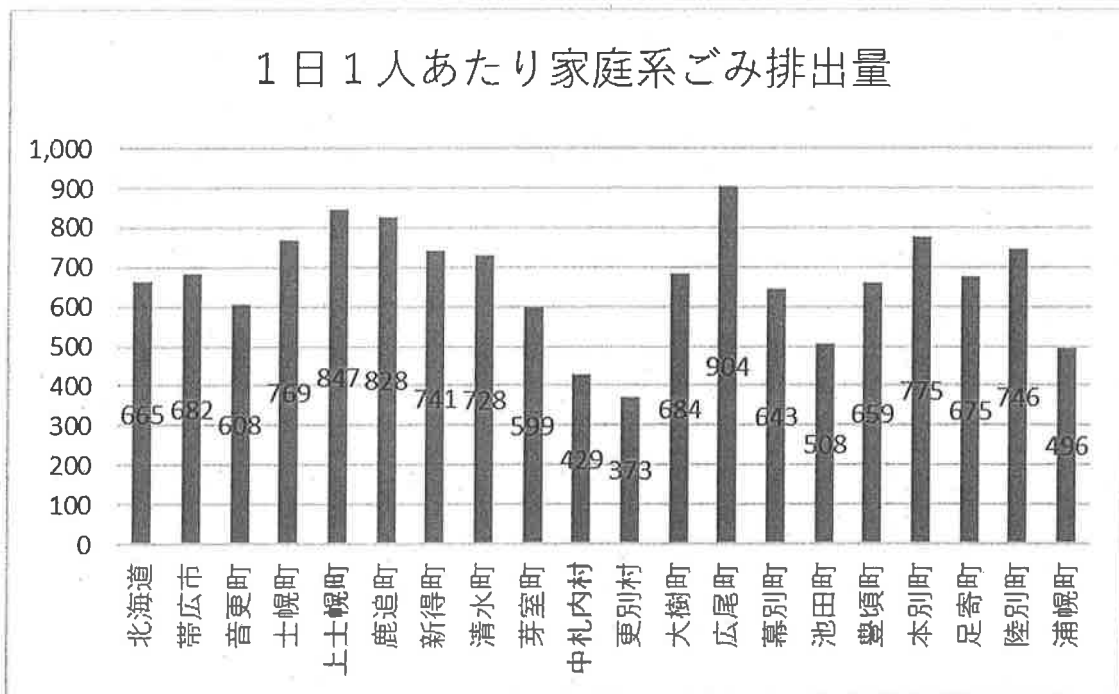


## 2 管内自治体との比較における芽室町の状況

### (1) 1日1人あたり家庭系ごみ排出量

十勝管内の各市町村が排出する家庭系ごみ量について、排出方法や排出する中間処理施設の状況は異なりますが、毎年行っている国の調査結果から、平成30年度は次のような状況となっています。

芽室町の1日1人あたり家庭系ごみ排出量が599gであるのに対し、管内市町村の平均が約668gであり、管内平均よりも排出量が少ない状況にあります。



■環境省廃棄物処理技術情報 平成30年度調査結果から抜粋

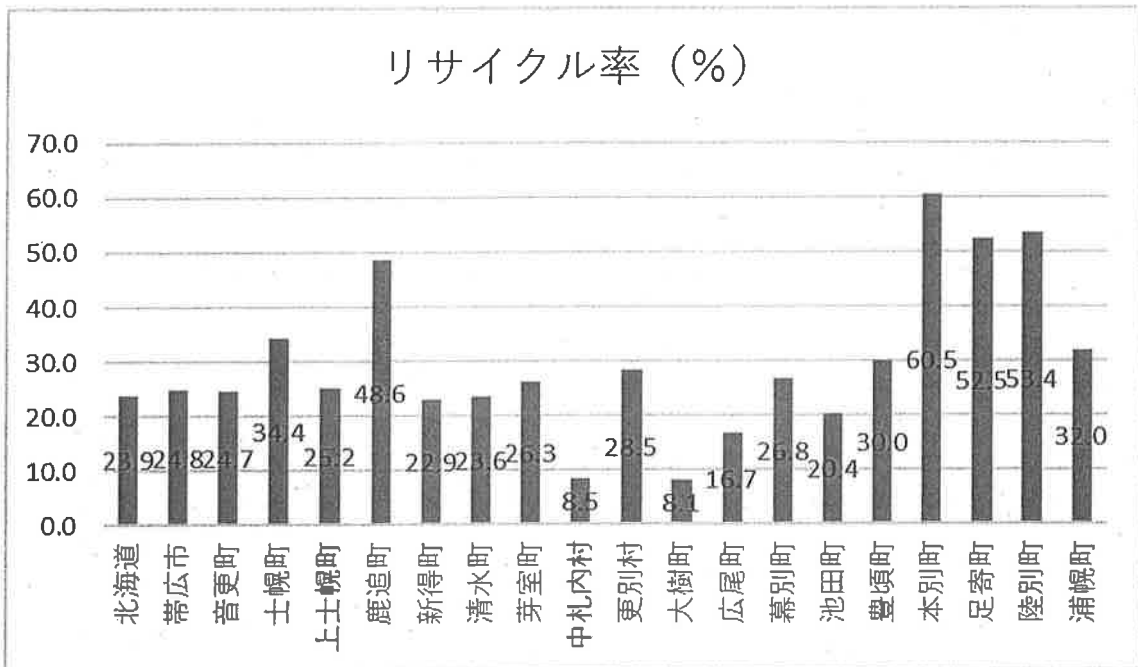
#### 【家庭系ごみ量の算出方法】

収集事業者が搬入する計画収集ごみ、中間処理施設への自己搬入ごみ、資源ごみ、町内会等集団回収資源物の合計を人口および365日で割り返して算出。

## (2) リサイクル率

十勝管内各市町村のリサイクル率について、芽室町のリサイクル率が26.3%であるのに対し、管内市町村の平均が約29.9%であり、管内平均よりも下回っている状況にあります。

十勝管内市町村の中には、収集した資源ごみを一時的に搬入して分別作業を行う施設を広域や自治体単独で持つなど、資源ごみの取り扱いはさまざまであることから、単純な比較はできませんが、芽室町と同様、十勝リサイクルプラザへ直接搬入している市町村（帯広市・音更町・幕別町・池田町）との比較では、ほぼ同率のリサイクル率となっています。



■環境省廃棄物処理技術情報 平成30年度調査結果から抜粋

### 【リサイクル率の算出方法】

直接資源化量、中間処理後再資源化量、集団回収量の合計量をごみ処理量と集団回収量の合計で割り返して算出。



### (3) 資源ごみの分別率（プラスチック容器包装）

十勝リサイクルプラザへ資源ごみを直接搬入する十勝管内市町村（帯広市・音更町・幕別町・池田町・芽室町）は、毎年、プラスチック容器包装ごみの分別率等について異物混入調査を行っています。

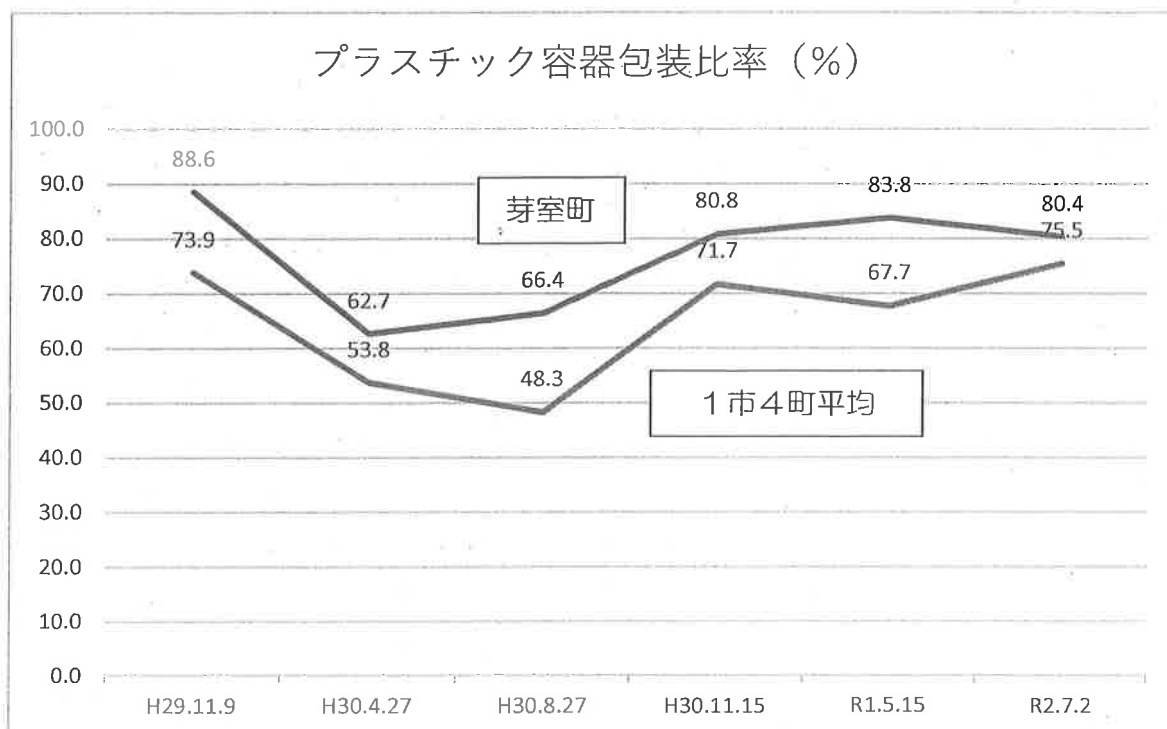
令和2年7月に行った調査では、芽室町の分別率が80.4%であるのに対し、調査を実施した1市4町の平均は75.5%であり、全体としての分別率は高い状況です。

しかし、前年の令和元年度と比べると3.4%下回っている状況にあり、また、調査を実施している十勝圏複合事務組合から、いわゆる二重袋の個数が1市4町の中で最も多い状況にあるとの指摘を受けている状況にあります。

#### 【プラスチック製容器包装調査結果】(芽室町)

調査年月日	H29.11.9	H30.4.27	H30.8.27	H30.11.15	R1.5.15	R2.7.2
容器包装比率(%)	88.6	62.7	66.4	80.8	83.8	80.4
残さ(%)	11.4	37.3	33.6	19.2	16.2	19.6
禁忌品(個)	16	5	8	8	14	3
二重袋(個/kg)	—	—	—	2.7	1.9	1.2
1市4町 容器包装平均比率(%)	73.9	53.8	48.3	71.7	67.7	75.5

※平成30年度は、容器包装比率の判定結果により再調査を行っている。



### 3 ごみ処理の現状

#### (1) ごみの収集運搬

一般家庭から排出されるごみを、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみおよび資源ごみの5つの区分に分類しています。

また、資源ごみについては、①缶、②びん、③ペットボトル、④紙パック、⑤紙製容器包装、⑥プラスチック製容器包装、⑦ダンボール、⑧新聞、⑨雑誌類の9品目に分別して収集しています。

#### ■収集対象ごみの種類および収集区分

区分		分類内容	収集区分
可燃ごみ (燃やすごみ)		生ごみ、紙類、木製品、草、庭木の枝、衛生処理が必要なものなど	市街地は週2回収集 農村地区は週1回収集
不燃ごみ (燃やさないごみ)		プラスチック、ガラス、陶器、金属など	市街地は第2・4水曜日 ※第5水曜日がある場合は第5水曜日も収集 農村地区は週1回
資源ごみ	缶	アルミ缶、スチール缶、缶詰、スプレー缶	全地区週1回
	びん	油類の付着していないガラス瓶	
	ペットボトル	ペットボトル	
	紙製容器包装	紙製容器包装類	
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装類	
	紙パック	牛乳パック等	
	ダンボール	ダンボール	
	新聞	新聞、チラシ	
	雑誌類	雑誌、本、カタログ、用紙類	
有害ごみ		蛍光灯、蛍光球、体温計、乾電池	不燃ごみ収集時に併せて収集
粗大ごみ		家具、庭木、電気製品等	申込制、戸別収集(年6回)

※粗大ごみ以外のごみは、いずれもステーション方式による集団収集。

## (2) ごみの収集処理

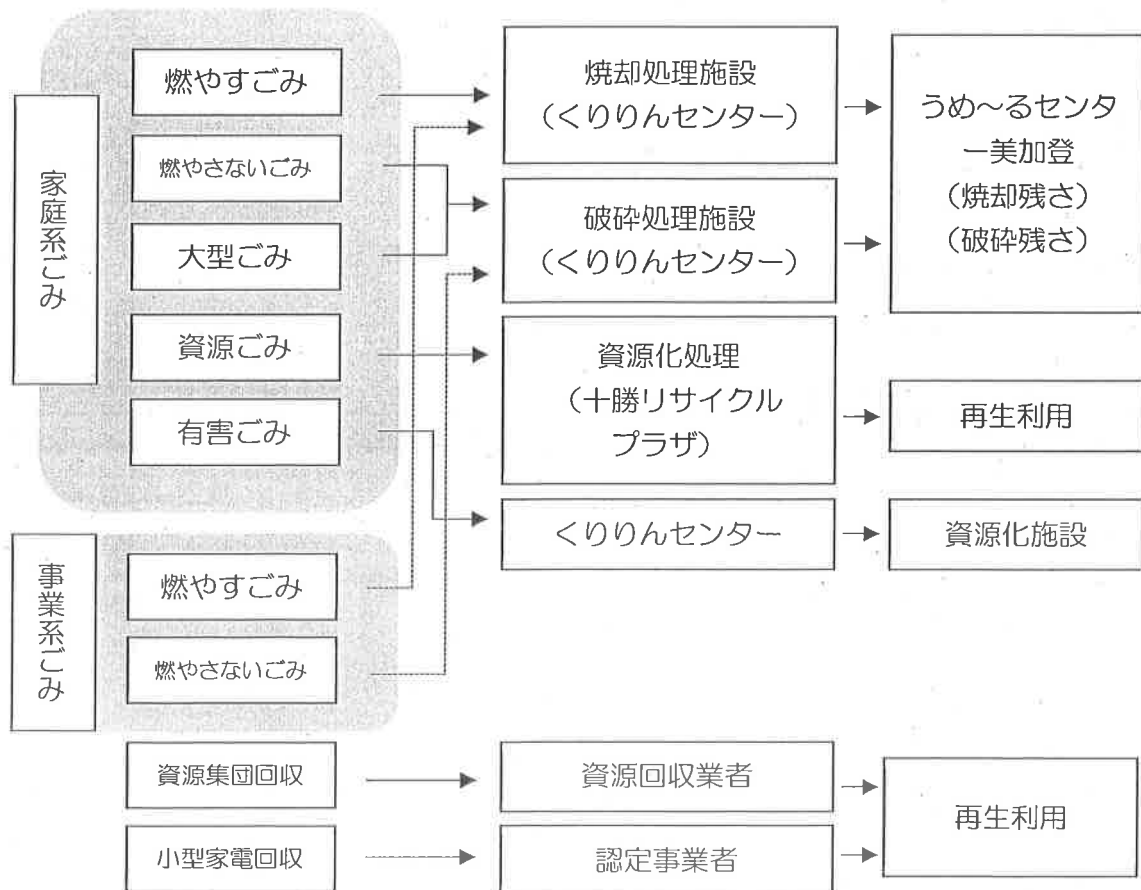
家庭系ごみは、全て町が委託する収集事業者が収集運搬を行い、十勝圏複合事務組合が運営する次のごみ収集施設において処理しています。

事業活動に伴って生じた事業系ごみは、事業者の責任においてごみ処理施設に自己搬入するか、収集運搬許可業者に依頼し、収集運搬することになります。

### ■一般廃棄物を処理する施設と処理内容の概要

施設処理区分	施設名	搬入されるごみ	処理方法
中間処理施設	くりりんセンター (帯広市西24条北4丁目)	燃やすごみ (おむつを含む)	焼却
		燃やさないごみ (大型ごみを含む)	破碎
	十勝リサイクルプラザ (帯広市西23条北4丁目)	資源ごみ	資源化処理
最終処分場	うめ～るセンター美加登 (中川郡池田町字美加登)	中間処理後の焼却残さ、破碎残さ	埋め立て

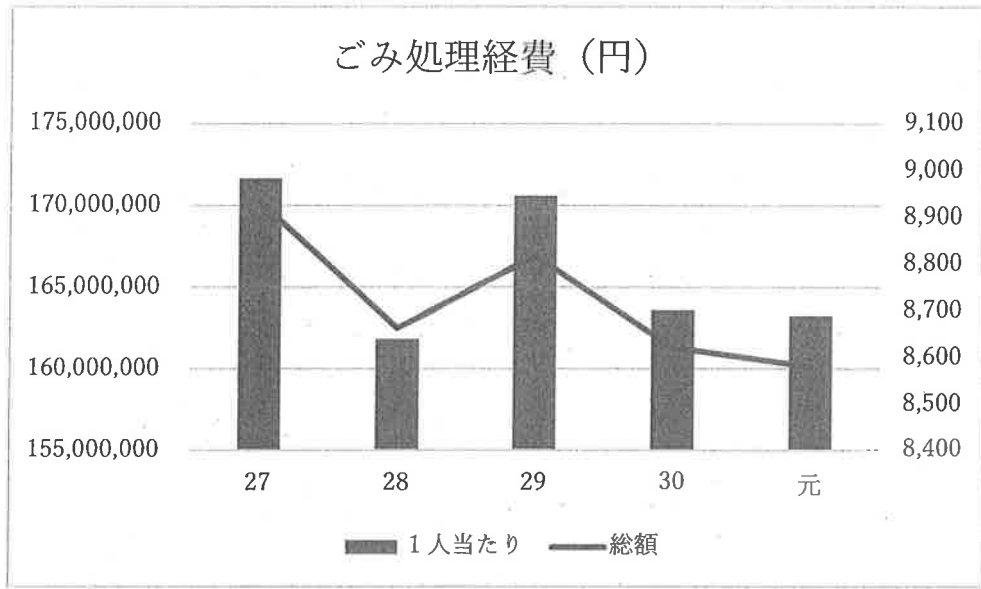
## (3) ごみの処理フロー



#### (4) ごみ処理経費の現状

令和元年度のごみ処理に係る経費は、約1億6千万円となっており、1人あたり年間8,689円の経費がかかっています。

ごみ処理経費には、町がごみを収集するための経費のほかに、ごみ処理を行う十勝圏複合事務組合に対して支払う分担金が含まれており、年度によって分担金の負担が異なっています。



## 4 前計画の総括

### (1) 前計画の概要

「芽室町ごみ処理基本計画」（一般廃棄物処理計画）は、平成22年度から令和2年度までの10年間を計画期間とし、平成29年3月の中間見直しを行いながら、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任により、循環型地域社会の形成を推進することを目標として、4つの基本方針のもとにごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理の取組を進めました。

その間、平成23年度の新たな最終処分場の供用開始や、平成25年度の小型家電リサイクル法の施行など、ごみ処理に係る状況も変化しており、それらの状況に対応しながら取り組んできました。

計画では、「ごみ合計発生量」「発生量原単位」「計画収集ごみ発生量」「リサイクル率」の4つの目標を設定し、各種施策を進めました。

### (2) 前計画の取組状況

前計画では、目標達成に向けて次のような取り組みを展開してきました。

取組事項	主な取組
1 効率的な収集方法の継続	●路上ステーション方式による可燃・不燃ごみ、資源ごみの収集 ●申込制による粗大ごみの個別収集
2 ごみ処理の有料化効果	●適正な料金設定による有料化
3 生ごみ減量化の推進	●芽室町生活環境推進会による生ごみ処理容器（コンポスト）の購入助成 ●町内6か所の公共施設に容器を設置して、廃食用油を回収。
4 集団回収活動の活性化	●市街地町内会連合会を通じて、地域での資源物回収の取り組みを依頼。また、取り組みの活性化を目的に、令和元年度から町内会等への助成単価を1kgあたり4円から5円に引き上げ。
5 家電リサイクル	●役場庁舎に回収ボックスを設置
6 事業系ごみの排出抑制	
7 啓発活動	●ごみカレンダーの作成 ●職員による違反ごみ等への直接指導 ●町総合情報誌すまいる誌上に「エコなび通信」のコーナー開設

### (3) 目標の達成状況

前計画において、ごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理の取組を評価する指標として目標値を設定しました。その結果、全ての指標において目標に到達していない状況となりました。

未達成である要因は、資源ごみの排出量は増えているものの、それと合わせて不燃ごみの排出量も増加傾向にあること、人口が平成24年度と比較して約900人減少しているものの、計画収集ごみの排出量が平成24年度よりも多くなっていることなどが挙げられます。

ごみ合計発生量が減少しているのは、直接搬入量（事業系ごみを含む）が減少しているため、家庭から出るごみはここ数年4,000トン台で推移しており、家庭から出るごみの減量化が進まなかったため、目標値には届いていない状況にあると考えます。

また、不燃ごみの排出量が増加しているということは、燃やせないごみの中に資源化が可能な容器包装プラスチック類が混入されていることが考えられ、その結果、リサイクル率やごみ発生量の抑制につながらなかったものと考えています。

一方、直接搬入ごみの中でも特に可燃ごみの抑制が進んでおり、事業所内においてごみ減量の取組がなされているものと考えます。

ごみ排出量は、家族構成の変化やライフスタイルの多様化、社会状況によっても大きく左右されます。資源化の促進や食品ロスの削減など、新たな取組も現在の社会の中で求められているところです。これらの社会状況の変化に対応しながら、ごみ減量と資源化に対する理解と協力が得られるよう、施策等を進めていくことが必要です。

#### ■ 目標の達成状況

指標	基準値 (H24実績)	実績値 (R1実績)	目標値 (R2)	達成状況
ごみ合計発生量 (※1)	5,406 t	5,238 t	4,812 t以下	未達成 426 t多い
発生量原単位	767 g/人・日	779 g/人・日	705 g/人・日以下	未達成 74 g/日・人多い
計画収集ごみ発生量	560 g/人・日	596 g/人・日	515 g/人・日以下	未達成 81 g/日・人多い
リサイクル率 (※2)	25.3%	26.57%	30%以上	未達成 3.31ポイント少ない

## 第3章 ごみ処理の取組の方向性

### 1 ごみ処理の取組を進める基本理念

芽室町ごみ処理基本計画では、基本理念を次のとおり定めます。

#### ●基本理念●

自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全  
— 循環型の社会の実現を目指して —

### 2 基本理念を進めるための考え方

#### (1) 再利用・再生利用に向けた考え方

計画収集（ごみステーションから収集するごみ）において、中間処理や最終処分されるごみは完全に廃棄される物であり、最終的に焼却または埋め立てによる処分を行うこととなります。

一方、資源ごみは「ごみ」という概念ではなく、新たな製品として生まれ変わることのできる「有価物」として考えられます。

排出されるごみの全体量を削減していく努力は必須ですが、現代社会においてごみの排出量を大きく削減することは難しいものと考えます。

このことから、使える物の再利用や再生利用（リサイクル）に主眼を置き、環境負荷の低減と資源の循環利用を進めつつ、ごみ全体の発生抑制に努めていくことが重要です。

さまざまな手段を活用した「再利用」や「再生利用」の方向性を重視し、その結果、中間処理や最終処分されるごみの排出量の削減を図ります。

#### (2) 町・事業者・町民の連携体制の構築

ごみの資源化を図る上では、いわゆる「ダメごみ」の排出量を削減することや、使用可能な物の再利用を促すことができる環境づくりが必要であり、そのためには、町民・事業者・町が連携・協力して、ごみの資源化・減量化に取り組むことが求められます。

平成31年3月に策定した「第3期クリーンめむる環境基本計画」（以下、「環境基本計画」）

という。)では、町・事業者・町民がそれぞれの役割と責務を持ち、それぞれの活動において実現可能な環境に配慮した行動に取り組むことを規定しています。

芽室町ごみ処理基本計画では、環境基本計画の中のごみ処理に関する事項について、具体的な取組事項等を取り上げつつ、町民・事業者・町が一体となつてごみの資源化・減量化に取り組むものとしします。

### 3 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本方針を定め、各施策を推進します。

#### 基本方針1 資源の循環的な利用促進

ごみ全体の減量化に取り組む一方、最終処分されるごみの量を減らすためには発生したごみを可能な限り資源化することが重要です。本計画では、ごみの資源化に最も力を入れ、リサイクルを目指した取組を実践します。

#### 基本方針2 ごみの発生抑制の促進

ごみの減量化対策は大きな課題の1つであり、ごみ施策の基本です。ごみを可能な限り出さない取組を実践します。

#### 基本方針3 適正排出・適正処理の促進

ごみの資源化・減量化に取り組むためには、ごみを排出する人の意識啓発や安定的なごみ処理体制の構築が必要です。これらを実現するための取組を実践します。

### 4 基本目標

本計画の基本方針を進めるにあたっては、国や北海道が示すごみ減量化の方針を踏まえながら、ごみ排出量やリサイクル率の目標値を定めます。

#### (1) リサイクル率の目標

ごみの資源化は、循環型社会を目指すための指標としてとても大きな意味を持ち、また、最終処分されるごみの減量化につながるものです。

令和元年度のリサイクル率は26.7%ですが、この数値は事業系ごみを含む町内全てのごみ処理量をもとに算出した数値となっています。

第5期芽室町総合計画において目標とするリサイクル率を算定する際、家庭から排出さ



れるごみの量を基本として算定していることから、今後、ごみ分別の啓発などにより、燃やすごみ・燃やさないごみへの資源ごみ混入を減少させる取組を進めていくことなどを踏まえ、第5期芽室町総合計画で掲げる35%以上を目標値とします。

## (2) ごみの発生量の目標

ごみの資源化を進めることにより、家庭から出る燃やすごみ・燃やさないごみの発生量を抑制することにつながります。

今回の計画においては、1人1日あたりの家庭ごみの排出量を目標値と定め、第5期芽室町総合計画で掲げる345gを目標値とします。

## (3) 最終処分量の目標

最終処分量は、ごみの発生抑制や資源化を進めた結果、最終的に残るごみを処分し、埋め立てられる量です。

最終処分量の縮減は、環境負荷の低減などに繋がり、取組の進捗状況が確認できる数値の1つとなります。

令和元年度の最終処分量は671トンですが、リサイクル率および1人1日あたりのごみ排出量の目標値との整合をとり、ごみの発生抑制、資源化促進による減量効果を踏まえて、637トン（令和元年度の実績値から5%削減）を目標値とします。

## 5 基本方針に基づく施策の展開

基本理念を実現するために掲げた3つの基本方針を実現するため、具体的な施策を示し、町民・事業者・町が共通の認識を持って取組を進めます。

## ■ 施策の展開

### 基本理念(第5期茅室町総合計画における施策) 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

基本方針 1  
資源の循環的な  
利用促進

基本方針 2  
ごみの  
発生抑制の促進

基本方針 3  
適正排出・  
適正処理の促進

#### ■ 重点取組事項

##### 1 資源ごみのリサイクルへの取組

- 小型電子機器リサイクルの推進
- 資源物集団回収事業の推進
- 新たな周知の仕組み導入への取組

##### 2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

- 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度の検討

##### 3 ごみ減量の取組

- 事業者との連携等によるごみ削減の取組
- 食品ロス削減の推進

#### ■ 継続取組事項

##### 1 適正排出の周知・啓発

##### 2 ごみの計画的な収集・運搬

##### 3 対話による普及啓発

##### 4 ごみ減量に向けた町民・事業者の取組

##### 5 災害時におけるごみ処理対策

## ■計画期間における重点取組事項

### 1 資源ごみのリサイクルへの取組

容器包装リサイクル法や使用済み小型家電リサイクル法の施行などにより、リサイクルの取組みが拡大しました。

本町では、平成15年度から資源ごみの分別に取り組んでいるところですが、正しく分別することで資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やせないごみ」に混入している状況も多く見られます。

捨ててしまうのではなく、再利用により有効に活用できる資源ごみを適正に分別・排出することに特に重点を置き、燃やせないごみや粗大ごみなどで排出される小型電子機器の回収・資源化に積極的に取り組みます。

また、市街地町内会連合会や資源物回収事業者との連携を強化し、地域における資源物回収の取組を支援します。

### 【重点取組事項】

#### 小型電子機器リサイクルの推進（重点取組年度：令和3年度）

レアメタルなどの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用の確保を目的に、平成25年4月、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行されました。

本町でも小型電子機器の回収に取り組んでおり、ごみ分別の手引きや広報誌などで周知を行っているところですが、他自治体と比べて回収量が少ない状況にあります。

小型電子機器を回収することによって資源リサイクルにつながり、その結果、燃やせないごみや粗大ごみの排出が減少することから、ごみの最終処分量が削減されることとなります。

リサイクルによる資源化を目指す本町としては、積極的な周知等により、回収量の増加に向けて取り組みます。

#### 資源物集団回収事業の推進（重点取組年度：令和3年度）

町内会等による資源集団回収は、平成12年4月1日から制度化したものであり、現在、多くの町内会等が取り組んでいるところです。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることでリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業です。

引き続き資源集団回収助成金の交付や回収業者への支援を継続し、対象を町内会等だけでなく、少年団をはじめ他の住民団体・組織へ拡大するなど、事業の推進を図ります。

#### ■資源物集団回収事業助成金について

本事業については、町内会や子ども会、老人会、地域女性団体など毎年約80団体が資源物集団回収事業に取り組んでいます。

資源物を回収した団体には、回収した量により1kgあたり5円の助成金を交付しています。また、本事業では事業者に対しても助成金を交付しており、回収した量により1kgあたり4円の助成金を交付しています。

#### 【資源物回収の対象品目】（6品目）

新聞紙	書籍・雑誌	段ボール
紙パック	アルミ缶	リターナルビン

#### 新たな周知の仕組み導入への取組（重点取組年度：令和4年度）

資源物の再利用を図るためには、適正な分別や排出を行うことが不可欠です。

多くの方がスマートフォンやタブレットを保有している現在のライフスタイルでは、ごみの分別方法を手軽に検索できることが必要と考えます。このことから、これらのメディアを活用してFAQの創設やごみ分別検索ツールの検討・導入を図ります。

#### 【具体的な取組事項】

##### ●FAQの創設に向けた検討

ごみ分別・排出で分からないことや町民から多く相談が寄せられる事項を回答集（FAQ）としてまとめるなど、他自治体の事例等も参考に分かりやすい仕組みを検討します。

##### ●ごみ分別検索ツールの導入に向けた検討

分別アプリをはじめ、他自治体で導入している事例等を参考にしながらスマートフォンやタブレット、パソコンなどでも検索できる仕組みの導入を検討します。

## 2 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

事業活動により排出する事業系ごみは、事業者自らの責任で処理することが法で定められています。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行ってごみの減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等において、適正な処理が困難にならないような製品・容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することなどにより、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければなりませんと定められています。

事業系ごみには、適正に分別をすることでリサイクル可能な資源物が多く含まれています。事業者責任として、分別排出区分の徹底によるごみ減量・資源化を促進します。

### 【重点取組事項】

#### 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討

(重点取組年度:令和5年度)

事業活動に伴い発生するごみの削減や適正な分別・処理は、事業者が自主的に取り組むこととなります。

本町では工業団地をはじめ多くの企業が立地しており、これらの事業者の協力によりごみの減量化が進むものと考えます。また、昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。

さらに、事業者によるごみ資源化・減量化の取組は、自ら排出するごみを削減するだけでなく、家庭や他の事業所へ持ち込まれるごみの量を削減することができる要素も持っています。

このことから、ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている事業者に対する認定制度など新たな仕組みを創設し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。

### 3 〃ごみ減量の取組

生活する上で、ごみは必ず生じるものですが、ごみの量を減らすことは家計への負担を減らすことにもつながります。分別できる物をそのまま捨ててしまう、まだ食べられる物を捨ててしまうなどは、工夫することによってごみの総量を減らすことができます。

1人ひとりが、ほんの少しのごみを削減することを意識し、行動につなげていくためにさまざまな普及啓発に取り組みます。

また、そもそもごみとなる物を出さないことがごみ減量化への道ですが、そのためには町民の排出抑制の取組に加え、商品等を提供する事業者の協力が不可欠です。

新たな方策等の実現に向けて、事業者と連携しながら、ごみの排出抑制を図ります。

#### 【重点取組事項】

##### 事業者との連携等によるごみ削減の取組（重点取組年度：令和3～4年度）

令和2年7月からレジ袋の有料化が小売店に義務付けられるなど、ごみを出さない取組が進められていますが、商店で提供する商品の包装など、購入することでごみとなる物が増えてしまう状況にもあります。包装が増えることは、事業者にとっても負担を増やすこととなることから、消費者・事業者それぞれにデメリットがあります。

全ての包装等をなくすことはできませんが、町内の店舗等において、商店で提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

また、飲食店においては「30・10運動（※1）」「宴会五箇条（※2）」の普及促進や、提供する食事・食品の量などを加減する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロスへの取組に協力していただくよう促していきます。

#### 【用語解説】

##### ※1 30・10運動

食事開始後30分間および食事終了までの10分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組

##### ※2 宴会五箇条

全国おいしい食べきりネットワーク協議会という団体が推奨する

- ① 適量注文
  - ② 幹事さんからの食べきる声かけ
  - ③ 30・10運動
  - ④ 食べきれない料理は仲間で分け合う
  - ⑤ 最終的に食べきれなかったものはお店に確認して持ち帰る
- という5つの項目のこと

### 食品ロス削減の推進（取組年度：令和4年度）

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組を進めることがとても重要です。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月に施行され、自治体や関係機関などでもさまざまな取組を始めています。

また、食品ロス削減推進法の中で、国の基本方針や都道府県が策定する食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村において食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるよう規定されており、北海道が令和2年度に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定しました。

食品ロスに係る事業や対応は、本町においても複数の部署にまたがることから、庁内においても関係部署において共通認識を図ります。

また、他自治体の取組事例などを参考にしながら、北海道食品ロス削減推進計画を踏まえた食品ロス削減推進計画を策定します。

### 【事業の取組事項と取組年度】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小型電子機器リサイクルの推進	→	→	→	→	→	→
資源物集団回収事業の推進	→	→	→	→	→	→
新た周知の仕組み導入の取組	→	→	→	→	→	→
事業系一般廃棄物の資源化・減量化の取組に対する新たな制度に向けた検討	→	→	→	→	→	→
情報媒体やイベントを活用した普及啓発	→	→	→	→	→	→
事業者との連携等によるごみ削減の取組	→	→	→	→	→	→
食品ロス削減の推進	→	→	→	→	→	→

→ …重点取組時期

## 計画期間における継続取組事項

### 1 適正排出の周知・啓発

#### (1) ごみの適正排出に向けた周知・啓発

ごみの減量やリサイクルを促進するため、ごみ分別の手引きの作成や広報誌などを通じて正確で分かりやすい情報を伝えます。

さらに、重点取組事項『1 資源ごみのリサイクル促進』と同様、幅広い世代に浸透しているスマートフォンを活用して検索できるアプリの新設や、ホームページを使った情報提供など、導入している他自治体の事例等の情報収集を行いながら、効果的な対応を行います。

また、令和元年度に行った団体主催のイベントにおいて、ごみの分別方法やリサイクルの流れなどを説明する機会を設けた際、多くの方が足を止め、説明に耳を傾けていただきました。ごみの分別方法について、対面での説明・紹介等における効果は大きいものと考えます。

今後においても、芽室町生活環境推進会や芽室消費者協会が2年に1度実施するイベントをはじめ、団体が主催するイベントなどへの参加を通じて、ごみの減量やリサイクルに対する情報提供や意識醸成を図ります。

#### (2) 町民との対話積極的な開催

ごみ有料化・資源化開始前には数多くのごみ説明会を開催し、ごみの分別に取り組んできました。平成15年4月のごみ有料化開始から16年が経過した今、次々に新たな製品が出回るなど、ごみを排出する際の分別判断が難しくなっています。

ごみの適正分別や適正排出について、正しい理解と協力を求めるため、町内会や行政区などへ出向き、ごみの現状やごみ分別方法などの説明する機会を積極的に設け、ごみ分別・排出に対する意識醸成を図ります。

#### (3) 職員による個別指導

ごみステーションの衛生的な管理と美観を保つため、不適切な排出ごみの通報があった場合は、内容物を確認の上、氏名等が判明した場合は個別指導を行っています。

しかし、実際に内容を確認しても氏名等が分からない場合も多くありますが、いわゆる「ダメごみ」が増える状況にあるごみステーションについては、排出する近隣住宅へのチラシ配布などを行いながら、直接啓発等を行っている状況です。

今後においても不適切なごみ排出に対しては、都度確認しながら対応を行い、適正排出につなげていきます。



#### (4) 不法投棄防止と環境美化活動

不法投棄については、過去に発生した場所等を中心に職員や芽室町生活環境推進会によるパトロール事業により巡回しているところですが、夜間に捨てられるケースが多く、後日、町民の方が発見し電話等が寄せられることもある状況です。

また、路上へのポイ捨て行為も、特に郊外地において多く発生している状況にあります。不法投棄等については、警察などの関係機関と連携しながら投棄者を特定し、ごみの撤去を行わせることをはじめ、厳格な対応を取ってまいります。

また、看板設置などにより啓発等を行い、不法投棄等の未然防止に努めます。

さらに現在、芽室町生活環境推進会が主催している町内一斉ごみ拾い活動『クリーンアクションめむろ』への協力や、地域住民の方が主体的に回収したごみの回収など、環境美化活動に対する支援を積極的に行います。

#### (5) 処理困難物等の排出方法の周知・啓発

適正に分別された資源ごみは、品目・種類ごとにそれぞれのルートでリサイクルされます。

計画収集による回収を行わないテレビ・冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品目や、使用済み小型家電、消火器・タイヤなどの危険物・処理困難物・排出禁止物の処理方法について広報誌やホームページなどで、周知・啓発を行います。

#### (6) 環境学習への支援

現在、小学校3・4年生用に作成している小学校社会科副読本では、ごみ処理の方法やごみの分別についての記述が盛り込まれており、副読本を活用しながら施設見学等を含めた環境教育を行っているところです。

小さいころに学んだことは長く記憶に残るものであることから、保育所・幼稚園・学校等と連携しながら環境学習を支援します。

## 2 ごみの計画的な収集・運搬

#### (1) ごみステーションの適正な維持管理

ステーション方式を採用している本町としては、ごみステーションの適正な維持管理は不可欠であり、現在は町内会や行政区など、地域を単位として管理を依頼しています。

その中で、特にカラスによるごみの飛散に対する苦情等が地域から多く寄せられていたことから、これらの被害を防ぐため、令和元年度からカラス除けサークルの配付支援を行っているところです。

町内会未加入者も増えており、地域単位での維持管理が難しい状況もありますが、利用する方の理解を求めながら、今後においてもごみステーションの適正な維持管理を図ります。

## (2) 効率的な収集運搬体制の構築

家庭系ごみの収集運搬業務は、燃やすごみ・燃やせないごみ、資源ごみ、大型ごみの全てを民間事業者への委託により行っています。

今後においても、民間事業者による収集体制を継続する考えであり、作業の安全性確保と収集体制の円滑化を図りながら対応していきます。

また、特に資源ごみについて、不適切なごみが排出された場合「ダメごみシール」を貼って、再度分別し直してもらおうこととしていますが、近年、事業者にとっても判断が難しい製品などもあることから、適宜、打ち合わせ等を行いながら、安定的なごみ収集体制を維持します。

## (3) ごみサポート事業の推進

高齢者や身体の障害を抱える方、病気やけがなどでごみステーションまで生活ごみを排出することが困難な方への支援を求める声が多くなっています。

本町では、これらの世帯への支援として、物置や指定する場所から戸別にごみを収集するごみサポート事業を試行的に実施しています。

現在は、当該者とヘルパー、職員が事前に調査・協議等を行い、職員による戸別収集を行っていますが、今後、高齢化がさらに進展するとごみサポート事業の利用者が増加することが見込まれます。可能な限り直営による戸別収集を実施し、将来的にはごみサポート事業の制度化も視野に入れながら、ニーズに応じた収集体制の構築を図ります。

# 3 ごみ減量に向けた町民・事業者の取組

## (1) 生ごみ削減の取組

家庭から排出する燃やすごみの多くは「生ごみ」であり、生ごみを減らすためには、まず食べ物を無駄にしないことが大切です。大量購入をしない、冷蔵庫の中を点検する工夫をする、人数にあった分量を調理するなど、家庭での工夫が家計の負担を減らすこととなります。

食材を「使いきる」、調理した料理を「食べきる」、生ごみの「水をきる」という「3キリ運動」を実践することでごみの重量を減らすことができます。

また、芽室町生活環境推進会では生ごみコンポスト容器の助成を行っており、これらを活用してたい肥化することもごみの減量化につながります。

本町では、「3キリ運動」の奨励と生ごみコンポスト容器助成の周知啓発など、情報発信を継続して生ごみの削減を進めます。

## (2) 事業者への再生品使用の啓発

資源を分別・排出するだけでなく、再生されたものを積極的に使用していくことが資源の循環となり環境に優しい取り組みとなります。

事業者に対しては、事務用品など再生品の使用を推奨していきます。

## 4 災害時におけるごみ処理対策

### (1) 災害廃棄物の円滑・迅速な処理

大規模な災害発生時に大量に発生する災害廃棄物は、公衆衛生を確保し、早期の復旧・復興を行うため、適正な分別と排出により迅速かつ適切な処理が大変重要です。

本町では、平成31年3月に「芽室町災害廃棄物処理計画」を策定し、平成28年の台風災害の教訓を踏まえた災害発生時の対応や災害廃棄物の適正処理に係る必要事項を定めました。

災害時の適切な廃棄物処理ができるよう、職員研修や体制の整備、関係機関との連携等に取り組むとともに、町民の方に向けて災害廃棄物の分別方法等について、ホームページなどによる情報発信を行います。

なお、芽室町災害廃棄物処理計画については、国の指針や芽室町地域防災計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直すものとしています。

## 第4章 ごみ処理における今後の検討事項

### 1 新中間処理施設建設に伴うごみ処理の対応

十勝圏複合事務組合において平成8年10月から供用を開始している現在の中間処理施設は、施設の長寿命化を図りながら運用しているところですが、施設運転維持管理業務委託が終了する令和7年度には供用開始から30年を迎えることとなります。

さらに、開始当初は6市町村であった構成団体も令和元年度には13市町村まで拡大しており、将来的には十勝管内19市町村において共同処理する予定となっています。

これらのことから、中間処理施設の整備について検討が進められ、新中間処理施設整備を建設する方向で検討が進められているところです。

その中でごみ処理方式なども検討されており、分別方法を含めた現在のごみ処理方式が見直されることも考えられます。

今後の検討内容等を踏まえながら、本町のごみ処理方法についても整理します。

### 2 ごみ収集体制のあり方について

資源ごみについて、本町ではプラスチック製容器包装類・紙製容器包装類・ペットボトル・ガラスびん・缶類を、5色10種類の色付き指定ごみ袋を活用して分別収集しています。

これは平成15年度の開始当初から行っている方法ですが、資源ごみを搬入する十勝リサイクルプラザを使用する市町村のうち、色付き指定ごみ袋を採用している自治体は本町のみとなっています。

制度開始から15年以上が経過し、色付き指定ごみ袋による分別が浸透している一方、他自治体から転入する方も多くなり、この分別方法に慣れないという声も聞いているところです。色付きごみ袋による分別収集のメリットもある一方で、負担を感じるといった不満の声も寄せられています。

#### ●色付き指定ごみ袋のメリット

- 町民の皆さんが、ごみの区分をしやすいようにする
- 収集事業者が、ごみの内容が袋の色を見て分かるようにする

導入時、試行期間などを経て本導入したこともありますが、色付き指定ごみ袋を採用した結果、他種類のごみの混在は少なく、分別率も高い状況となっている状況です。

●色付き指定ごみ袋のデメリット（町民からの声）

- 購入する袋の種類が多い（たくさん色付きごみ袋を買わなければならない）
- 他の自治体は市販のごみ袋など、どのようなごみ袋でも回収するが、芽室町は色付きごみ袋でなければ回収しないのでお金をかけて購入することに負担感を感じる。

上記のメリットやデメリットを踏まえ、どのような分別収集方法としていくのかを改めて検討し、令和5年度までに方向性を決定します。

なお、検討にあたっては、町民の皆さんから広く意見を聴きながら進めます。

【検討スケジュール】

	R3	R4	R5	R6
町民からの意見聴取 （アンケート等）		➡		
ごみ収集事業者との意見交換		➡		
資源ごみ収集体制の方向性の決定			➡	
検討後のごみ収集体制開始				➡